

令和 8 年 7 月 2 4 日
鳥取河川国道事務所

鳥取河川国道事務所 公式ソーシャルメディア運用ポリシー

1. 概要

本ポリシーは、鳥取河川国道事務所が開設した公式ソーシャルメディアアカウント（以下、「当アカウント」と言います）の運用に関する事項を定めるものです。

2. 基本ポリシー

当アカウントは、鳥取河川国道事務所が実施する業務・取り組み・行事の更新情報等を発信することを通じて、利用者に鳥取河川国道事務所への理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的とします。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとします。

- （１）ソーシャルメディア：利用者が情報を発信し、又は相互に情報をやり取りすることができるインターネット上のサービスのこと
- （２）アカウント：ソーシャルメディア上に開設された利用者ページ又は情報発信主体のこと
- （３）公式アカウント：鳥取河川国道事務所が開設し、運用するアカウントのこと
- （４）フォロー：他の利用者が発信する情報を継続的に受信するための登録を行うこと
- （５）コメント：他の利用者が発信した情報に対して意見、感想その他の内容を書き込むこと
- （６）返信：他の利用者が発信した情報に対して回答又は応答を行うこと
- （７）シェア等：他の利用者が発信した情報を引用、共有、リポストその他の方法により再発信すること

4. 開設するソーシャルメディアアカウント

鳥取河川国道事務所では、以下のソーシャルメディアアカウントを開設します。

●X（旧 Twitter）

アカウント名 国土交通省 鳥取河川国道事務所

アカウント I D @mlit_tottori

アドレス https://x.com/mlit_tottori

●Facebook

アカウント名 鳥取河川国道事務所

アカウント I D mlit.tottori

アドレス <https://www.facebook.com/mlit.tottori/>

●Instagram

アカウント名 鳥取河川国道事務所

アカウント I D mlit_tottori

アドレス https://www.instagram.com/mlit_tottori/

5. 運用方法

当アカウントは鳥取河川国道事務所の職員（または鳥取河川国道事務所から委託を受けた者）が運用します。アカウントの管理は計画課が行います。

（１）発信情報

次の情報を発信します。

- ・鳥取河川国道事務所が主催・支援するイベントや活動に関する情報
- ・鳥取河川国道事務所が実施又は関連する各種施策・事業等の取組
- ・その他鳥取河川国道事務所に関連する国民に身近な情報、ニーズの高い情報及び周知する必要のある情報
- ・鳥取河川国道事務所職員による業務に関する発言、執筆記事及び活動に関する紹介記事
- ・担当職員による業務紹介、事業現場の紹介その他業務に関連する情報
- ・フォロー及びシェア等
- ・国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及び Web サイト、並びに鳥取河川国道事務所の事業に関し国民に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及び Web サイトについては、フォロー及びその発信する情報のシェア等をする場合があります。

（２）免責事項

- ・当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、鳥取河川国道事務所は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・鳥取河川国道事務所は、利用者により投稿されたコメント、返信、シェア等につきまして一切責任を負いません。
- ・鳥取河川国道事務所は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

（３）禁止事項

当アカウントに対して、以下の行為はご遠慮ください。

利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合、投稿の削除、コメントの非表示又は削除、アカウントのブロックその他必要な措置を講ずる場合があります。

- ・個人情報若しくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為
- ・鳥取河川国道事務所又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの
- ・鳥取河川国道事務所若しくは第三者の著作権、肖像権若しくは知的財産権の一部又は全部を侵害するもの
- ・法令若しくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること
- ・他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・鳥取河川国道事務所に関係のない広告や宣伝目的のもの
- ・鳥取河川国道事務所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・鳥取河川国道事務所の発信する内容に関係のないもの
- ・その他、鳥取河川国道事務所が運営上不適切と判断するもの

（４）返信等への対応

- ・原則として個別の返信は行いません。
- ・ご意見・お問い合わせにつきましては、鳥取河川国道事務所ホームページのお問い合わせ窓口をご利用ください。

（５）なりすまし防止

- ・鳥取河川国道事務所を装った偽アカウントには十分ご注意ください。鳥取河川国道事務所の公式アカウントは、本ポリシーに掲載しているアカウントのみです。
- ・なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式アカウントのプロフィールに鳥取河川国道事務所ホームページにリンクを掲載し、本ポリシーを参照できるようにします。また、公式アカウント名を鳥取河川国道事務所ホームページに明示します。
- ・なりすましを発見した場合は、鳥取河川国道事務所ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

6. 著作権について

当アカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、鳥取河川国道事務所に無断で転載等を行うことはできません。また、引用又はシェア等を行う際は、適宜の方法により、必ず出所を明示してください。

7. 本ポリシーの変更について

鳥取河川国道事務所は、利用者への予告なしに本ポリシーを変更する場合があります。

8. その他

本ポリシーの施行に伴い、令和 7 年 7 月 28 日に改定した「鳥取河川国道事務所 X 運用ポリシー」は廃止します。